

住宅販売瑕疵担保保証金から還付を受ける
損害調査費用についての確認書

住所

氏名又は名称 殿

（法人にあっては、代表者の氏名）

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（以下「法」という。）第14条第2項第3号の規定に基づく特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第20条第8項の規定により、下記のとおり、住宅販売瑕疵担保保証金から還付を受ける損害調査費用について確認した。

年 月 日

国土交通大臣

印

記

- 1 法第14条第1項の損害を受けた新築住宅の所在地
- 2 法第14条第1項の供託宅地建物取引業者の名称
- 3 住宅販売瑕疵担保保証金の供託をしている供託所の表示及び供託番号
- 4 施行規則第20条第8項の損害調査費用の額